

旭川市子育てガイドブック広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市有料広告の取扱いに関する指針に基づき、旭川市子育てガイドブック（以下「ガイドブック」という。）に掲載する広告に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告取扱事業者 市とガイドブック発行に係る協定（以下「協定」という。）を締結した者をいう。
- (2) 広告主 有料広告の掲載をする者をいう。

(広告の掲載基準)

第3条 ガイドブックに掲載する広告は、市の品位、公共性及び公益性を損なうおそれのないもの並びに市民に不利益を及ぼさないものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反しているもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 業種ごとに定めのある広告に関する関係法令、告示、通達、通知、ガイドライン等の規定に違反しているもの
- (3) 不当景品類及び不当表示防止法第31条に規定する認定を受けた協定又は規約に違反しているもの
- (4) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (7) 政治性又は宗教性があるもの
- (8) 個人又は団体の意見広告又は名刺広告
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるものなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(12) その他ガイドブックの性質等に照らし広告を掲載することが適当でないと認められるもの

3 広告掲載に係る業種及び事業者、前項に規定する広告の内容その他の広告掲載に係る基準は、市長が別に定める。

(広告掲載の取扱い)

第4条 広告の掲載に関する事務（決定及び取消しに関する事務を除く。）は、広告取扱事業者が取り扱うものとする。

(広告主の募集)

第5条 広告取扱事業者は、第3条の規定に基づき広告主を募集するものとする。

(広告取扱事業者及び広告主の責務)

第6条 広告取扱事業者及び広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告取扱事業者及び広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利得喪に係る処理が完了していることを市長に対し保証しなければならない。

3 第三者から広告に関し損害を被ったという請求がなされた場合は、広告取扱事業者及び広告主の責任及び負担において解決することとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月11日から施行する。